

Title	國際主義と世界主義
Sub Title	Internationalism and cosmopolitanism
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1950
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.23, No.5 (1950. 5) ,p.1- 22
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19500525-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國際主義と世界主義

内山正熊

目次

- 一 序言
- 二 國際主義と國民主義
- 三 國際主義と世界主義
- 四 國際主義と連邦主義
- 五 結論

一 序言 國際政治の理念と現實

すべて理念と現實とは絡み合つて存在しながら而も融和し難いものであるが、國際政治に於ても亦理念と現實はたえず競合を繰り返すのが常であつて、ウィルソンの理想主義とクレマンソー的現實主義との矛盾相剋は國際政治の基本的特徴をなすものである。

事實に於て、ウィルソンがその精髓を傾けて設計した恒久平和の殿堂國際連盟も、成立當初から冷たい現實の制約によつ

てその基礎は脆弱にせられ、僅か二十年にして崩潰の運命を辿らざるを得なかつた。又、ロカルノ條約、ジュネーブ平和議定書、ケロッグ・ブリアン條約等の一連の不戦平和體制も十年ならずして脆くも潰え去つて、平和主義は好戰主義に、國際主義は國家主義に、デモクラシーは獨裁主義にとつて代られて了つた。實際、第一次大戰後の國際政治史は、正義人道に信頼する理想主義の敗退、あくまで力に根據をおく現實主義の優勝を示して余りあるかの觀を呈している。かくて國際平和は武裝平和にすぎないものであり、國際主義や平和思想というものも、結局國家主義や暴力行動の前にはあえなく屈し去るものであると思われたのである。

それ故、國際平和を信奉する國際主義は甘い抽象的な理想主義と考えられ、國際平和に對しては懷疑的乃至は悲觀的な現實主義が、國際政治の實體を把握していると考えられるのも失當ではない。即ち、國際關係は、國際法、國際主義、平和協調主義が支配するというよりも、マキアベリズム、マハト・ポリティク、レーゾン・デターが支配的な實力抗爭の舞台であり、力の優劣、戰爭の勝敗が決定的モチーフとなつている世界であるとせられ、これに反して、國際正義、國際平和の理念は存在するとしても、それはユートピア的な抽象論か又は現實に奉仕する方便にすぎないとせられ勝ちなのである。

然らば、正義、理性、平和、ヒューマニズムは實效なき抽象的要請であり、之に對して不義、暴力、戰爭、バーバリズムが國際政治の眞實の動因であるといえるであらうか。成程歴史を決定する契機となるのは力の變動であり、力なき正義は所詮空論空砲にすぎないことは明かである。かのパスカルの有名な格言たる「力なき正義は無能であり、正義なき力は壓制である」^(註1)ことは、國際政治に於いても恒久の眞理であつて、力と正義が常に表裏している所に國際政治の特色が存するのである。而も國際關係に於いては、露骨な利益が美しい正義の衣を以て蔽われ、正義の美名の下に戰爭、利益侵害、利權奪取が行われるのが常なのであつて、凡そ戰爭にして自存自衛、正當防衛、生存權擁護、新秩序建設等の大義名分のかゝげられないものはないといつてよいであらう。

一體政治は理念を必要とし、如何なる現實政治と雖も理念の旗印を立てることなしにはその目的を達成することは出来ないのであるが、而も理念が目的であり現實の政治が手段であるべきであるのに、逆に理念が現實の手段に利用されることが多いのである。^(註二)現に正義、人道、デモクラシーという理念はアメリカの常に高唱する所であるが、他方ソヴィエト・ロシアもまた経済的平等なくして政治的平和なしというソ連デモクラシーの理念をスローガンとして双方共に自己の正義性を主張するのである。この様に、相對立する兩陣營が共に自己の正義を主張してやまず、所謂大義名分なくしては戦い得ないところに、單なる力以上のものゝ存在を認めざるを得ないのである。

若し力のみが支配するならば、國際政治は存立の余地がないのであつて、國際關係は弱肉強食の野蠻無政府状態に陥り、そこには高々利益妥協取引の外交のみがあるにすぎないであらう。國際政治は力が秩序の中に均衡を保つところに成立する。國際政治に於ては、秩序が何よりも優先すべきなのであるが、その秩序は單に抽象的な正義の要請であるのみならず、具體的な勢力關係を反映して力と正義とを調合すべきものである。たゞ力のみを以てする現状の秩序維持ならば、必ず反動反抗の均衡運動が起らざるを得ず平和は破れるであらう。現状を正義との結びつきに於て保つことにこそ國際政治の存在理由があるのである。

國際秩序が維持せられ平和が保持されるためには、力——それは單に軍事力經濟力のみでなく、社會勢力を含めて——の上に基礎をおかねばならない。総じて政治には力を必要とするものであるが、然しその力は盲目的な危険性をもつたものである。力は、いわゞ政治の貨幣カレンスの如きものであつて、力の政治に於けるは恰かも通貨の經濟に於けると等しく必要缺くべからざる存在である。この力は、それ自體善でもなければ惡でもなく、それは中立的ニュートラルなものであり、無色のものである。それ

は、善にも惡にも使役されるのである。恰かも通貨が經濟に役立つにも拘らず、それが悪用されるとその富は却て社會に重大な害惡を及ぼすのと軌を同じくする。(註三)それ故、力が眞の効果を發揮するためには力以上のものゝ存在が必要である。それが力に對する理念又は正義の要請となるのである。

力と正義の相關關係は極めて微妙であつて、正義は力を否定しながら、而も正義が眞實の正義たらんがためには正義を否定し秩序を破壊する力を抑える力がなければならぬのである。正義が現實に效力を發揮するためには、正義は翻つてまた力と結びつかねばならないのである。(註四)即ち力は權利リツトではないけれども、それにも拘らず力は權威、法の基礎づけをなすものである。力それ自體は正義權利の資格を賦與し得ないが、力の行使によつて共同の福祉を保護し實現し得るのである以上、力の掌握者は共同善(bonum commune)の目的のために行使する義務拘束が自然法的に存するといわねばならぬ。(註五)

三

國際政治に於いては特に正義の理念が必要である。それは、國際社會が國內社會と異つて法を以て強制して各國を統制する國際政府的存在を缺き、力、殊に大國の力が優越して所謂大國主義の専制支配的傾向か然らざれば或は主權國家の亂立によるアナキー的傾向を顯著にするからである。國際正義は、單に倫理的な善惡の判斷基準たる抽象的規範性のみでなく、個別國家の特殊利益を平和と秩序の中に一般的利益に調和せしめ、以て國際秩序を維持する所の具體的實踐性をもたねばならない。従つて國際正義の理念は靜態的なものでなく、動態的な秩序構成原理でなければならぬ。

この國際主義が實現したとき眞の國際平和が訪れる。國際正義に根據をおかない平和は、所詮假の平和、休戰状態にすぎないであらう。國際平和は、單に少數の大國の恣意や好意によつて作らるべきものではなく、大國の力による平和建設、秩序維持も正義の裏づけをもつたものでなければならぬ。勿論戰勝國は國際秩序實現に現實の力を有していることは疑う余

地がない。然しこの力に對する國際的共同善の自然法的制約が存する。若しこの正義を無視して大國の壓力によつて平和を齎らしたとしても、かかる平和は遠からずして戰敗國や被抑壓國の反抗を惹起して戰亂を擣くであろう。來るべき平和の世界は、力と正義との兩者の均衡の上に築き上げられなければならない。國際正義こそは國際平和の支柱である。

いゝば國際政治に於ては、理念と現實、正義と力との結びつきが第一の課題であり、従つて國際政治の理念である國際主義は、常に理念と現實との間の架橋のために苦惱しながら國際平和の道を歩んで行くのである。

(註一) Pascal: *Pensees*, § 236.

(註二) 尾高朝雄博士「法の窮極にあるもの」二九一・二九二頁。

(註三) Alfred Zimmern: *The Prospects of Civilization*, 1929, P. 11.

(註四) 尾高博士「平和の哲学」國際法外交雜誌四七卷第三・四合併号四頁。

(註五) ヘルツォグ「國際秩序と自然法」カトリック思想一九四七年秋季号一〇頁。

二 國際主義と國民主義

國際主義は世界主義と異つて、國家による政治的、經濟的、文化的協力のシステムであつて、國家國民の存在を前提とするものである。^(註六)それは單にセンチメンタルな反戰主義や絶對的無抵抗主義、或は國家存在を否定した國際平和主義ではない。國際政治の理念の要請たる國際主義は、あくまで國際關係の現實を正視して國家國民の存在をみとめ、この國民主義の上に立つて國際協調、國際平和を保たんとする。それは、力の現實的契機と正義の理念的契機とを配慮しつつ國民國家の自己主張を調整して、國際社會の秩序平和を維持しなければならないのである。従つて國際主義は、抽象的な非現實的イデオ

ロビーではなくして、極めて現實的であり、それは國民主義の現實を離れて存在するものではなく、むしろ健全な國民主義を育成するものである。それは、恰かも國內政治に於て、健全な個人主義が社會主義に有用であるのと同様、國際政治に於て、健全な國民主義は國際主義に有用であり必要であるのである。ポプソンの切言する如く、實際に有効な國際主義、即ち國家間の信頼すべき關係の樹立に先行する一の條件があるとすれば、それは健全に發展した責任ある國家の存在である。(註七)

國際主義は國民主義の上に立つて國際平和を保たんとするから、各國國民主義の要求に應じて國際關係が常に變動せざるを得ない缺陷をもつている。この点は、國際主義の缺陷として、リトヴスが強く指摘する所である。(註八) 國際主義は、一般に「もてるもの」の強大戰勝國の側ではその現状維持の手段として重要視されるけれども、「もたざるもの」の劣勢戰敗國の側に於ては配分の公正を要求し、現状打破を主張して國際平和主義に反對するのが常である。それ故に、「もたざるもの」の側が自己の國民主義を強化して現状打破、戰爭の手段に訴えんとするとき、國際主義は國際正義に照して現状の變更を考慮するとしても、而も戰爭による現状打破の要求はあくまで抑壓して妥協平和を保つという形をとらざるを得ないのである。従つて、國民主義が正しい發展方向をとり、國民國家獨立の限度にとどまって侵略的な方向に進まず他國の人格を尊重するとき、この國民主義の上に立つて國際主義は正常な發展を遂げ得るのであるが、國民主義がその限度を越えて帝國主義的侵略主義的傾向をとるとき、國際主義は國民主義の調整に苦しんで後退せざるを得ないのである。この意味に於て、國際主義は國民主義の動向如何によつて左右される弱点をもつけれども、それだけ現實的性格をもつものといわなければならぬ。然らばこの國民主義は、現在如何なる性格をもつてあろうか。

二

従來國民主義という、國家民族の價值を最高のものとし、従つて他國に優越せんとする自國本位の國家利己主義であつ

て、平和的な世界性をもたないものであるとせられて来た。然し元來國民主義は、一國の他國に對する獨立、即ち近代に於ける統一國家又は民族國家形成のための民族解放獨立運動である。即ち、國民主義はフランス革命に由來し、内に封建遺制に對する個人の自由解放の主張たるデモクラシーと同調して、外に民族の獨立民族自決權を主張するものであつて、その本來の姿に於ては決して、對外侵略的のものではなかつたのである。

かのロベスピエールがフランス革命直後、「すべての土地の人間は兄弟であり、諸國民は互に助け合はねばならない。一國民を抑壓するものは、そのことによつてすべての國民の敵なることを自ら宣言するものである」と聲明したことにも見られるように、眞の國民主義は、他よりの侵略に對しては斷乎として抵抗するけれども、自らは他を侵さず、他國民もまた眞の國民主義に立脚することを期待し、その上に國際的友愛と協力を維持しようとしたのである。^(註九)このように、國民主義は本來人道的、國際主義的要素をもつてゐることを注意すべきである。

この人道主義的性格をもつた純粹の國民主義は何故に國際主義に反對するイズムとなり、國際戰爭の動因となつたかは、ただに國民國家の他國に對する獨立という政治的意味に於てではなく、己に獨立を達成した國家が對外發展をなさんとする帝國主義に移行する所の經濟的意味に於てのみ理解されるのである。國民主義が帝國主義に結びつくとき、國民主義は好戰主義となり國際主義に反對するようになることはいうまでもなく明かである。それ故に、純粹な國民主義は政治的國民主義として國民國家の獨立という世界史的役割を果して世界の安定と進歩に寄與したのであるが、それが資本主義と結びついて經濟的國民主義、即ち帝國主義に変質墮落するや、世界相互依存の國際主義に反して人類の平和と進歩の脅威攪亂の動因となるのである。國民主義をして帝國主義の道、即ち侵略的方向に進ましめないためには、本來の政治的國民主義に立返らしめることが必要であり、それには資本主義と袂を分つ必要があることが知られるであらう。

かの國民主義の先導者たるイタリーのマッツィニは、國民主義の國際主義的性格を最もよく自覺していたのであつて、彼

は祖國イタリーを熱烈に愛したけれども、それはそのイタリーが世界全體の中の一要素として、即ち平等な國家間の自由な協力のメンバーたらしめんとしたにほかならなかつたのである。國民性は、個性ナショナル・インディビデュアルティの完成の一型態ではあるけれども、それ自體完成體ではなく、國家はあくまで個人と人類との間の必要は媒介物であると信じていたのである。(註一〇)要するにナシ・ナリズムなるイデオロギーは、それ自體完成した一の建築ではなく、世界という全建築の中のコンパートメントにすぎないのであつて、個々のナシ・ナリズムの綜合建築に於て始めて世界の大建築は完成するであらう。

かくの如く國家は個人と世界、人間と人類の間の理解の架橋たるべきものであり、國民主義は世界主義へのステッピング・ストーンたるべきものである。若しこの國際性を忘れて、他國の存在を無視して自國の利益發展のみを圖らんとするならば、却て國民主義は挫折し自國の存立は保全されないのであらう。かゝる國民主義は國家國民の存立發展を遂げ得ないのみか、遂に國民を破滅敗慘の悲境に陥れることは日獨伊ファシスト國家の歩んだ道が最も雄辯に物語つてゐる所である。

三

今次大戦は殊に國民主義の缺陷を暴露し、閉鎖的絶對的國民主義の敗退を決定的たらしめ、國民主義の變容を促したのである。第二次大戦は、孤立的主權國家又は閉鎖的自給自足國家の存在を不可能ならしめ、如何なる大國と雖も自國一個の力では存在を完うし得ないことを證明したのである。會て國防は國家自力の兵力軍備を以てするのが自明のこととせられており、軍事同盟が結ばれてもそれは防衛的性格のものでなく、日獨伊三國同盟の様に侵略のための戰略的性格のものであつた。然るに第二次大戦は、獨立した國民軍の存在を結局時代おくれのものとし、國籍國境をこえた共同戰線によることなき單一國民軍を以てしては戰爭を完遂し得ないことを明かにした。連合軍の勝利は合同參謀本部の統制下に於て始めて成就されたのであり、それは各國の舊い國民主義的性格を超越したものであつた。非國民的基盤に於て召集徵用せられ、共通の軍資金

から給與される連合共同戰線によつてのみ各國の國防が完うされる段階に至つたのである。この意味に於て、北大西洋同盟の成立は、三國同盟、三國協商等の軍事同盟とは異つた新しき集團安全保障の一典型であるのである。

斯の如く、國家國民は已に政治的軍事的に獨立單位たり得なくなつた爲に、國民主義は當然變容せざるを得なくなつたのであるが、經濟的にも國民經濟は破綻した事は、かの一九三八年又は一九四一年の開戰當時の戰時經濟の絶對的要請たりしアウトルキーは總て失敗に歸した事によつても知られるであらう。現在は正に世界經濟の時代であり、地球上の各國家は世界全體の一部として相互に交通補完する關係にあるのである。經濟的國民主義は今や國際主義に道を譲つたのである。

更に文化的、倫理的にも國民主義の存立の根據、自體が動搖するに至つたことも注意されねばならない。それは單にナチス・ドイツ張りの國家民族至上主義たる全體主義の消滅によるのみではなく、國家國民自體の價値が問題とされるに至つてゐるのである。(註一)即ち、恰も國內的に個人主義、自由主義が自由平等を主張すると同様に、國民主義は國際的に國家國民の自由獨立を主張し得るや否やが問題なのであつて國家國民の自由平等の權利は個人の基本的權利としての自由平等の權利と同格なりや否やが検討されなければならないのである。曾て我々は國家は最高の價値をもつものと教えられ、國家とその君主への忠誠を誓わしめられた。然しながら、國家を政治的に最高の絶對權威の存在とし、國際社會の第極構成單位として國家主權をみとめることは時代後れの誤りであること我々自らの痛感する所であらう。従つて國家國民の自由獨立の主張は十九世紀の國民國家成立時代の歴史的觀念であるのである。國家は個人人民の權利福祉増進のための手段的存在であり、個人人格の自由平等は基本的人權として國家と雖も侵し得ないことはいうまでもない所であるが、それと同様に國家の自由平等が國際社會に於て國際法の基本的權利として主張され得るであらうか。個人の自由平等のアナロジーは國家のそれには通用しないのではないかと思われるのである。國家は、個人と世界との媒介機能を有する中間的存在にあり、絶對的價値は國家にばなくして、個人と世界、人間とヒューマニティーの兩極にあるのである。従つて國民主義もまた、その理念に

於て絶對的價値を主張し得ないといえるであらう。

要するに、國民主義の國際主義的方向への變容は世界史的必然であつて、この方向から外れることは國民主義自らの破滅を意味し、國民主義が自らの舊きイデオロギアを否定して國際主義の中に生れ代ることこそ、國民主義の再生を意味するのである。國民主義の命運は如何にこの國際主義への脱皮を行うかにかかつてゐるのである。

(註六) Clark Foreman; *The New Internationalism*, P. 13.

(註七) Hobson; *Imperialism, A Study* 3rd Edition 1938, P. 362.

(註八) エメリ・リーダス「平和の解剖」稻垣守克訳一九四頁。

(註九) 小北木眞三郎「ヨーロッパ帝國主義の成立」河出書房版世界歴史第七卷五頁。

(註一〇) C. L. Hsia; *A New Deal for All Nations*, *The Annals of The American Academy of Political and Social Science*, July, 1942, P. 130.

(註一一) E. H. Carr; *Nationalism and After*, 1945, P. 40.

三 國際主義と世界主義

1

國際主義は世界主義と同一のものとして勝ちであるけれども、正確には兩者は區別されるべきものである。更に一般に世界主義といわれるイデオロギアも、嚴密には世界民主主義 (cosmopolitanism) と世界統一主義 (universalism) との二類型に分たれるのであるが、ここでは兩者の相異は捨象して世界主義全般を取扱うことにする。

世界主義は、祖國を否定し、國家國民の制約を離れて、人種國境を超えた所の共通の地盤に於て個人の世界的結合をなさんとする主義である。世界主義は個人の自由意志による世界社會の形成を目的とするものであるから、その結果政治形態に

於ても國家を否定して個人に重きをおくアナーキズムを採るものである。従つて、世界主義の特徴は超國家性 (supernationality) である。^(註一三) 然るに國際主義は、その文字を示す如く、「ナシヨナリズム」の「間」^(註一四)を意味し、國家國民の存在を前提とするものであり、國家の自主性と國民固有の團結性を豫想し、國際性を強調するとしても各自的國家をして相互に協調を保たしめんとする主義である。國際主義は國家により構成される國際社會に於ける諸國家の協調により國際平和を保つるを目的とする。従つて國際主義の特質は、ナシヨナリティを抹殺することではなくこれを生かすところにある。要するに世界主義は、國家を解消して世界と個人とのみを認めこれを窮極のものとするに反して、國際主義は國家を否定することなく國家と世界との間に矛盾對立あるものとはしないのである。^(註一四)

國際主義は健全な責任ある國家の存在を許容し、獨立の國民性の維持と自然的發達を要望するのであつて、國民の抑壓又は強制的併合によつては眞の國際關係の平和は保てず、若し國家國民の中間存在を缺くに於ては、ただ無秩序不安定な世界主義のアナーキシあるのみとするのである。^(註一五) 國際主義は國民主義乃至は國民國家機構に反對することなく、むしろ正しい意味に於て國民主義を獎勵する。それは多くの國民主義の間に橋を架けることが可能であるとして、主權國家を認めた上の國際平和機構を實現せんとするのである。

二

かくの如く、國際主義は國民主義を生かしこれに依據して國際協力の機構を建築せんとするものである。従つて國際主義を基調とする國際機構は主權國家を成員とし、この主權を侵犯することなき自由協力機構であるから、超國家的統制をなし得ないのであつて、それは國際連盟を始め幾つかの國際平和機構が失敗せざるを得なかつたことから明かであろう。

それ故に、この國際主義に對する批判は最近特に著しくなつたのである。かのエメリー・リーヴズはその近著「平和の解

削」に於て、國際主義の誤謬をとり上げ、主要な政治思想の中で國際主義以上により不合理、不評判で賣節的なものはないとして、國際主義を痛く批難するのである。彼によれば、國際主義は、未だかつてナシ・ナリズムとその惡結果たる國民國家機構に反對したことはなく、逆説的のようではあるが國家機構を強化しナシ・ナリズムを煽ること國際主義より甚しいものはないというのである。それは恰も病氣それ自體を治療しようとせず、單にこの病める世界の特殊現象を和らげようとするにすぎないものである。それ故に、國際主義に立脚したが故にこそ、國際連盟は失敗したとなすのである。要するに、國際主義、國民主義によつては國際關係は解決し得ないから國際主義に依存しての國際政治は根本的に誤つて居るとして、リトヴスは、必要なものは世界主義であつて、その目的は現存する國民國家機構を超えてその上に人と人との間の法的秩序による平和を創造することであると力説するのである。(註一六)

然しながら、リトヴスのこの論結は、國民國家の罪を糾弾するの餘り、國民主義を否定し更に國際主義を全面的に否定し去るものである。いうまでもなく國民國家の缺陷は重大ではあるが、さりとしてこの枠を除き去つた國際機構が直ちに國際秩序を維持し得るかといえば、それは疑問である。我々は世界主義の理論上の正當性は認めるのに否かではないけれども、國際社會の現實から飛躍した世界主義を直ちに採ることは出来ないことを痛感せざるをえない。今更繰返す迄もなく、それは已にカントが、その理論としては (in *esse*) 世界國家建設の主張が正しいと認めながら、實際問題としては (in *hypothese*) 不可能であるとして、永久平和の制度たる世界國家の代用品として諸國家の協定による國際連盟によるべしとしたことからも明かなことであろう。(註一七)

加之、リトヴスの所論は、アメリカ的世界構成原理の一表現であつて、その世界主義は高度資本主義の要請から生れたものであるから、それがアメリカ帝國主義の世界支配方式であるとして、國民主義によつて民族資本を育成防衛せんとする後進資本主義又は社會主義の立場から批難される餘地を残していると思われるのである。

リーヴスの國民主義及び國際主義に對する攻撃根據には鋭くその缺陷を揚扶する論理性が存在し、確かにそれは我々に反省すべき多くのものを與えるのであるが、而も國際主義をその缺陷に於てのみ批判し、それが現實の國際機構の運営に於ては國際主義によらざるを得ない具體的な存在理由を過少評價しているという誹りを免れないであろう。

四

むしろ世界主義こそは早咲の花であり、その純粹な美しさに拘らず、冷酷な現實の風に打ち萎れて了う抽象的なイズムであるといわれても失當ではないと思われる。國境國家を超えたコスモポリタンの世界を夢みる世界主義は具體的な國際社會には通用しないのであつて、國際關係はつねに國權、國家の裏づけを伴つた所の國際主義によつて動かされているのである。

勿論、個人は人種、民族、國籍等の差異に拘らず、人間としてすべて平等であるとするヒューマニズムの面に於ては、個人は國境國家を超えて共通のユネモポリタンの傾向を強くするものである。然しこのヒューマニズム或は世界主義は直接無媒介に個人を結合するものであろうか。個人は生れながらにして人種、言語、習俗、文化、政治經濟等の諸條件に於て各特殊な國民的制約を負つている。この國民的特殊性を飛躍して直ちに世界的普遍性に到達し得るであらうか。ここに我々は個人と世界の間を媒介するものとして、國民國家の存在を考へざるを得ないのである。國家國民が利己的國家主義に走ることなく、相互協調の線に沿つて國際秩序構成の一環をなす限り、この國民國家の存在をみとめる國際主義を強ひて排斥するに及ばないであろう。特殊を配慮包容しない普遍全體は所詮抽象的な概念にすぎないのであつて、かかる抽象的な世界主義に走ることなき國際主義によつて始めて各國の自由平等も保たれ國際政治の安定も圖られるのである。

ユネスコ事務局長ボデー博士もその就任演説に於て^(註一)「平和は人類の知的道德的連帶性の上に築かれなければならない」

と斷言しながらも、「各國の個性を尊敬し、その特徴的なアクセントに傾聽することによつてのみ、樂器に關するものであれ、意志に關するものであれ、或は主義に關するものであれ、いかなるそれらの合奏にも缺くこと出来ない完全な調和に到達するであろうと信」ずると述べている。而もそこに注目すべきは、國家主權の遺風を指摘して、強者はそれを槍のように振り廻し、弱者は楯のようにその後にかくれ、「國際主義は依然として未來の高遠な希望にすぎない」と嘆じて、「唯一の訴えは原理に對するもの」であり、それと共に各國政府の同意と誠意にかけていることである。このユネスコ事務局長ですら、「諸國政府の國內事項に干渉する權利をもたず」、「ユネスコを世界の文部省にかえる権力もなければ意志をもつていない」と告白する程、現在の國際社會は國民國家機構の上に立つてゐる峻嚴な事實を前にして、我々は世界主義の尙早性を痛感せざるを得ないのである。抽象的な世界主義の實踐強行は、却て各國民の反抗對立、不和反目を招來して世界的不安動搖を惹き起すであらう。

かくて、社會發展の法則からみても、カシヨナリズムを越え、次にインターナシヨナリズムの進化を経た後にコスモポリタニズムの世界主義に至るコースを順次に迎るのが合理的であり具體的であるのであり、國際主義を飛躍して直ちに世界主義を採ることは却て非合理的であり實際的にも反動摩擦を免れないであらう。それは現在の國際連合の運営に於ても、常に國際協力、各國相互の信頼扶助に訴えて、諸國政府の國內事項には干渉しない建前をとつてゐることから、(註一九)抽象的な世界主義を以てしては律し得ないことが知られるのである。それ故に、國際主義の正しき實踐發展、純化高揚が先決問題であり、世界主義はこの國際主義の中を通してのみ建設せらるべきであらう。

(註二二) 世界統一主義は、かのローマ帝國の平和(Pax Romana)即ちローマが掌握してゐたその覇權下の諸國民族の統合、換言すれば當時の世界全體を包含した帝國統治に由來してゐる。更に中世紀に至つて、その理論的表明はダンテの王政論(Monarchia)に述べられてゐる。彼によれば、政治の最高目的及び神の欲する歴史の終局目的は世界を包含する平和國家の建設にある。全人類は「の計画に從

い唯一の目的に向けられているものであり、それ故人類を支配する地上の國もまた唯一の調整者或は統治者をもたねばならないのであつて、それを皇帝と呼ぶのである。この皇帝はその最高の法律と最高の裁判権をもつて各國國民を治める地方的諸侯を統制する。諸侯の間に紛争があるとき双方が控訴しうる第三者は諸侯の権力を超えてその上に立つ最高權威であつて、これによつて諸國の統一と平和を守る爲めの超國家的な世界國家を形成せんとしたのである。この世界統一主義は後世の帝國主義による世界支配即ち征服統一によつて諸國家を併呑し支配する所の世界帝國主義に通ずるものである。然しながら帝國主義による世界統一主義は、統一のために國民的自由は抑圧せられ、秩序の名の下に圧制支配が肯定されるのであるから、眞の人類の統一、世界の安定平和を齎らすものとはいえないのである。

(註一三) Potter: An Introduction to the Study of International Organization, P. 47.

(註一四) 高田保馬博士「世界社會論」二五六・七頁。

(註一五) Hobson: *ibid.* P. 362.

(註一六) リーヴス・前掲書第十一章參照。

(註一七) 尾高博士「法の窮極にあるもの」二八五頁。

(註一八) ハイメ・トレス・ボデー博士講演集外務省情報部文化課訳一〇・一一頁參照。

(註一九) 國際連合憲章前文及第二條第七項參照。

四 國際主義と連邦主義

一

國際社會は極めて複雑な構造をなして居り、一方に所謂「一つの世界」の世界結合的の面をもつと共に、他方「二つの世界」或は「三つの世界」の世界分裂的の面をもち、又一方主權平等に基く國家のアトムの集合でありながら、他方大國と小國、先進帝國主義國と後進植民國との差別ある不平等社會でもある。換言すれば、一極求心的方向をもつと共に、兩極又は多極的分散的方向をもつてゐるのである。従つて、國際主義が實踐されるに當つても、單に平板な國家平等原則のみによることなく、階層的な連邦主義によらざるを得ないのである。

いふまでもなく、國際社會は、主權國家の併立併存が基本特徴であるから、この主權國家の亂立を放任すれば弱肉強食の世界的アナーキーに陥るほかないであらう。それ故に國際社會の混亂を防ぐためには法的秩序が存在しなければならぬのであつて、ここに一方に大小を問はず主權國家の自由平等を要請する國家平等原則(註二〇)が主張されるのであるが、然し、他方實質的に秩序安定の任に當る實力ある大國による統制が存せざるを得ないのである。即ち一方國際民主主義とも稱すべき國家平等原則の要請、他方實力主義たる大國主義の存在によつて國際社會は支えられているのであつて、兩者何れを缺いても現段階の國際社會は互壞せざるを得ないのである。

かかる國際社會の現實に對應して生れた國際主義の具體的表明が連邦主義(Federalism)(註二一)の意味するところは種々であるけれども、それは要するに諸國のデモクラティックな統制による所の協調的な連合(フエデラシオン)のシステムである。即ちそれは分散孤立する政治單位が共同利害を自覺して求心的により高次の機關に各自の權限を委ね、以て政治(政治)の經濟化を圖らんとする連合方式(註二二)である。恰もそれは、國內政治に於て各自治體が漸次上部機關に統合せられて國內的に統一を成す如く、國際的に連邦主義は國家の自主獨立性は認めながら、その主權の一部分を上部の中央統制機關に委讓して、その支配に服することによつて共同利益を享有せんとするものである。従つて連邦主義は必ずしも法的形式的平等を基調とする國家平等原則を貫徹することなく、むしろ實質的には中心勢力の統制による所の階層的組織を採るのである。即ち、各國はそれぞれ自治獨立主權を有しながら軍備等に関しては中央機關によつて主權の制限を受け、その統制を受けるのである。

二

連邦主義というと直ちに想起されるのは、アメリカ合衆國の構成方式である。即ち傳統的なフエデラリストは、アメリカは連合各國の條約によつて結ばれた多數國家の連合であり、合衆國憲法は各州人民が獨立の主權者として相互間に締結した

條約であるから當然脱退の権利もあるとするのであつて、アメリカは單なる國家連合 (Confederation, Staatenbund) と主張するのである。之に對してナシヨナリストは、合衆國自身が一の國家であり、合衆國憲法は多數の獨立國間の條約ではなく、合衆國という一の國家の最高の法律であつて連邦各州ステイツは之に拘束され、アメリカは一の連邦國家 (Federal States, Bundesstaat) であると主張するのである。ジェームス・ブライスの如く、連邦自身も之を組成する各州も共に一の國家たることの結果として各々自己の個有の統治権を有し自己の憲法を有するので或事項については連邦政府が絶対の權力を有し各州政府及人民は之に服すべき義務があると共に、他の事項については各州政府が最高絶対の權力を有し連邦政府と雖も之を動かすことが出来ないのである。又連邦を構成する各州は連邦の機關たる地位を有し、連邦政府の統治権には連合各州が參與する権利をもつてゐるのである。(註三三)

このアメリカ合衆國の政治構成についての連邦主義の類推は、國際政治に適用されないのであろうか。即ち、フェデラリストの主張は國際政治に於ける國際機構を以て、主權國家の利害關係によつて結びついた同盟コングレガツト種であつて、その構成國は自己の意思によつて離散脱退し得る所のルーズな集合であるにすぎない連合コンフェデラツトであるとするのである。之に對してナシヨナリストの考方を應用すれば、國際機構は世界國家的中央統制機關であつて、之を構成する諸國家は全體の一部分をなし最高權力より發する法律によつて拘束され、その権限も世界國家から委任せられた地方政府的のものとなすのである。その法律は世界憲法として各國各市民を拘束し、一の世界國家を成すとするのである。

然しながら現段階の國際機構は、その兩者の何れにも屬さず、その中間形態のものである。即ち、國際連合は單に構成各國の條約によつて結合された國家連合以上のものであり、國際連合憲章は獨立主權國たる各國が相互に締結した多邊的同盟規約に止るものではなく、大國の拒否権を残すとはいひながら各國に法的拘束力をもつ世界憲法的性格をもつてゐるのである。とはいへ、國際連合は、アメリカ合衆國の如く、連合國家ではなく、諸國家國民の上に立つ世界國家ではないのであつ

て、國際連合憲章が世界法として直ちに絶對的な拘束力を有するとはいえないのである。要するに、國際政治に於ける連邦主義の特徴は、國內政治的の連邦主義を一步乗りこえている所にあり、世界國家の萌芽を宿すものである。現在の國際連合は世界連邦として各主權國家から構成されるものであり、國家主權を認めてこの前提の上に中央的統制をなす國際機構であるが、然しこの各國主權尊重の原則も「平和に對する脅威、平和の破壊及侵略行爲に關する行動に關しては強制措置の適用を妨げない」としてゐるのである。即ち平和を亂す行爲については、國際連合は各國主權を侵犯制限してもこれを制壓せんとするのである。ここに國際連合の世界連邦的性格を見るのである。

更に國際連合はその構成機關に於ても、國際民主主義の形をとつて、各代表が平等の票決権をもつ總會を有して、世界當論の議會的存在として國際秩序建設の立案に當り、又執行機關的存在として安全保障理事會を有して國際秩序維持の任に當り、又司法機關的存在として國際司法裁判所が存在する。なお注目すべき存在として經濟社會理事會があり、戰爭の原因となるべき經濟的社會的無秩序抗争を未然に防がんとして國境を越えて世界的統制に當りつつあることである。即ち經濟、社會、文化等の各方面に國家的協力をなし平和を達成せんとしてゐるのである。かくて國際平和機構の地盤は漸次強化され、構成國の主權も漸次中央機關の中に統合されて、國際主義の實踐が行われるに至るのである。

三

國際連合の世界連邦的性格については種々の批判が存する。例えば、國際連合憲章の下に發展する國際的理解協力が國民主權を廢棄する世界政府設立の氣運を盛んにするものであり、その結果國民國家を滅亡せしめるものであるとして、世界國會議論に對する反對が案外アメリカにも多い。^(註三五)然しまた他方、この反對の注目すべき傾向も存するのであつて、一九四九年六月七日九十一名のアメリカ國會議員は、アメリカ外交政策の發展について重要な契機となるべき次の如き決議をなして、「國

際連合を支持し強化し、且世界法の制定、解釋、執行を通じて平和を維持し侵略を避けるために適當な一定の制限された權力をもつたすべての國家に對して開かれた世界連邦に國際連合を發展させることが、アメリカ外交政策の基本目的たるべきことは、國會の意向である。」と聲明しているのである。

然し、連邦主義に對する批判は、共產主義の陣營から特に激しい。即ち連邦主義は國際連合機構を楯にブルジョア國家がソヴェエト・ロシアに對する武器として用いられているといふのである。且それは西歐的觀念の所産であつて、ヨーロッパ植民主義を温存し、アメリカ帝國主義を許容するものであるから、連邦主義は所詮満ち足れる持てる國家の世界支配方式であり不平等社會の肯定である所のアメリカ的イデオロギーであるとして批難されるのである。^(註二六)眞の國際主義はかかる連邦主義によるべきではなく、各國人民平等の實質的基礎たる經濟的社會的平等の主張たる共產主義インターナショナルによるべきであるとするのである。

かくて、連邦主義が國際機構の基調となるにしても、そこに問題となるのは米ソ世界觀の相異であり、若し連邦主義が眞の世界構成原理たらんがためには、それが國際民主主義を實踐して大國も小國も、先進國も後進國も、戰勝國も戰敗國も、すべてをとして自由平等の權利を享有せしめ、アメリカ資本主義がブルジョア獨占の帝國主義でないことを實證しなければならぬのである。國際主義の實踐は、連邦主義によるにしてもそこには幾多の克服すべき問題が存するのである。

(註一〇) Dickinson; *The Equality of States in International Law*, P. 325.

(註一一) 連邦主義(Federalism)は元來そのラテン語の語源 focus の意味即ち契約が示す如く、諸國の契約連合のシメテムである。

(註一二) Hobson; *Democracy and a Changing Civilization*, P. 138.

(註一三) 美議事達吉博士米國憲法概論四七四八頁參照。

(註一四) 國際連合憲章第一章第二條第七項參照。

(註一五) *Common Cause, A Journal of One World*, Published by The Committee to frame A World Constitution,

Chicago, July, 1923, Vol. 2, Number 12, P. 418.

(註二六) Common Cause, Ibid., P. 442.

五 結 論 國際民主主義

國際主義は國民主義を俟つて始めて成立する。國民主義を無視した國際主義は抽象的な世界主義と擇ぶ所がないのである。國民主義即ち國家民族の自由平等の主張は、國際民主主義の基礎をなすものであり、この上に立つて國際主義は實踐せられ、世界平和は齎らされるのである。國際民主主義は、國際平和への唯一の道である。何となれば國際民主主義は、單に國際社會に於ける國家民族の自由獨立のみならず、個人の自由と世界の平和を同時に確保するものであるからである。(註二七)

國際民主主義は一般に國家民族の平等の主張、即ちすべての國家が同一の價値を有し平等に取扱わるべきであるという思想とせられ、リンカンの定義に倣つて、「諸國家の、諸國家による、諸國家のための國際政治」であるとせられている。(註二八) 若し國家民族の独自の價値が尊重されず、平等に取扱われなければならないならば、そこに帝國主義的支配に對する反抗が起つて正しき意味の國民主義が高揚せられるのは當然であらう。國際的に民主主義が行われるときかかる帝國主義も之に對する反抗もないのであらうから國際平和が維持されることはいうまでもないであらう。

然し國際民主主義は單に國際社會に於ける政治的な民主主義を意味するにとどまらない。勿論國際政治プロパーの意味の民主的外交即ちウィルソンの所謂公開外交或は秘密外交の廢止の主張を含むのであつて、それが、民主主義的國家は容易に戰爭には入り得ず平和的であり、獨裁主義的國家は好戰的であるという、平和と民主主義との相互補充關係を示すことはいうまでもない所である。平和なくしてデモクラシーなく、デモクラシーなくして平和なしということとは不變の眞理である。(註二九) 然しながら國際民主主義は更に國際間に經濟的、社會的面に於ても主張されるものであることが看過さるべきではない。かつ

門戸開放 (Open door) が後進植民國に對して主張せられたが、それは經濟的に或國の獨占に對し反對するスローガンであつた。即ちそれは先進資本主義國間の政策であるにすぎなかつたのであるが、今や逆に後進植民國が帝國主義的獨占支配に反對し、生活水準の向上、關稅貿易交通等諸條件の均等要求、金融資源等の平等分配享受等の形で、後進國の經濟的に平等な機會の要請として國際民主主義が考えられて來たのである。又社會的にも先進國と後進國、帝國主義と植民國、白色人種と有色人種との差別對立をなくし、等しく國家民族は平等な機會を享有すべきものであると主張せられるのは當然である。更にここにブルジョアジーとプロレタリアとの階級問題が入つて來るが、然し社會思想及び社會制度についての國際民主主義は、諸國は互に他國のそれを尊重理解し合ひ、自國のそれを他國に強要することのない寛容の精神を以て共存すべきであるといわれてよいであらう。若し國境を越えての共產主義的インターナショナルを貫徹しようとするとき、そこには幾多の衝突の生ずることは東歐に於けるユーゴのチトー問題にも明かに見られるであらう。萬國のプロレタリアを團結せよといわれるが、労働組合も最近ソ連の世界労働連合 (W・F・T・U) から國際自由労働組合連合 (International Confederation of Free Trade Union) ^(註三〇) が分裂發足して、全體主義的警察國家に反對する反共的な性格と民主主義の擁護の旗幟を鮮明にしたところからも、公式的なコミュニニスト、インターナショナルでなく、國家民族の立場を尊重した國際民主主義こそは、最も現實的な國際政治の運営方式であると思われる。

國際平和は抽象的な世界主義によつては齎らされない。國際平和は、あくまで國際社會の現實に即した具體的な國際主義によつて一步一步築かれて行くであらう。この國際平和への道はたとえ如何に峻しくとも、國際民主主義によるほか切り開かれたいのであるまいか。^(註三一) この國際民主主義を正しく實踐することによつてのみ二つの世界の對立も超克されるのではないかと思われるのである。

- (註二七) 矢内原忠雄博士「自由と平和について」新滿昭和二十五年二月号一〇頁一二頁参照。
- (註二八) 横田喜三郎博士「國際的民主主義」五二頁。
- (註二九) Robert Gale Woolbert; *Peace and Democracy, Contemporary World Politics 1939*, P. 584.
- (註三〇) 外務省調査局「世界月報第四卷第十二號三八頁。
- (註三一) Hobson; *Democracy and a Changing Civilization, 1934*, P. 135.